

第155回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時
※受付開始は午前9時からとさせていただきます
ので、ご協力をお願いいたします。

場所

ハービスHALL
大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階

決議 事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました
お土産はとりやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

シオノギの基本方針

シオノギの目的

シオノギは、常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する。

そのために

益々よい薬を創り出さねばならない。

益々よい薬を造らねばならない。

益々よい薬を益々多くの人々に知らせ、使
って貰わねばならない。

創り、造り、売ることを益々経済的にやり
とげねばならない。

そのために

シオノギの人々のあらゆる技術が日々休
むことなく向上せねばならない。

シオノギの人々が、人間として日々休むこ
となく向上しなければならない。

その結果

シオノギの人々は日々の仕事と生活に
益々生甲斐を覚える。

シオノギの人々の生活の仕方が益々改善
せられる。

シオノギの人々の生活が益々豊かになる。
(1957年制定)

目次

◆第155回定時株主総会招集ご通知	1p
◆株主総会参考書類	5p
◆事業報告	17p
1. シオノギグループの現況に関する事項	19p
2. 会社の株式に関する事項	38p
3. 会社役員に関する事項	39p
4. その他企業集団の現況に関する重要な事項	42p
◆連結計算書類	45p
◆計算書類	47p
◆監査報告書	49p
◆株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、平素よりシオノギグループに対する格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「シオノギの基本方針」にある「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ことをグローバルに具現化し、2016年10月にアップデートした中期経営計画 Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020) の達成並びに2020年以降の成長につなげていくことに全力で取り組んでおります。

近年、医薬品業界を取り巻く環境は厳しさを増してきておりますが、「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」企業として、シオノギグループを取り巻く全てのステークホルダー(顧客、社会、従業員、株主・投資家)の皆さまに対して企業価値と社会価値を提供することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。とりわけ、新型コロナウイルスの世界的な拡がりにより、感染症に対する脅威が再認識されている昨今、当社グループは、約60年に亘り積み上げた感染症領域における強みを活かし、世界中の皆さまが安心して生活できる社会の実現を目指して、鋭意取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 手代木 功

株 主 各 位

証券コード 4507
2020年6月2日
大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 手代木 功

第155回定時株主総会 招集 ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ2020年6月22日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービスHALL
3. 会議の目的事項
報 告 事 項

1. 第155期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第155期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

3頁・4頁の【議決権の行使についてのご案内】をご高覧のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
ご利用方法・ご注意等をご確認のうえ、2020年6月22日(月曜日)午後5時までに行使してください。

以 上

-
- ◎ 受付開始は午前9時からとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「企業集団の主要な事業セグメント」「企業集団の主要な事業所」「企業集団の使用人の状況」「主要な借入先の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shionogi.co.jp/ir/finance/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - 従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記各書類となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shionogi.co.jp/ir/finance/meeting.html>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

＜株主様へのお願い＞

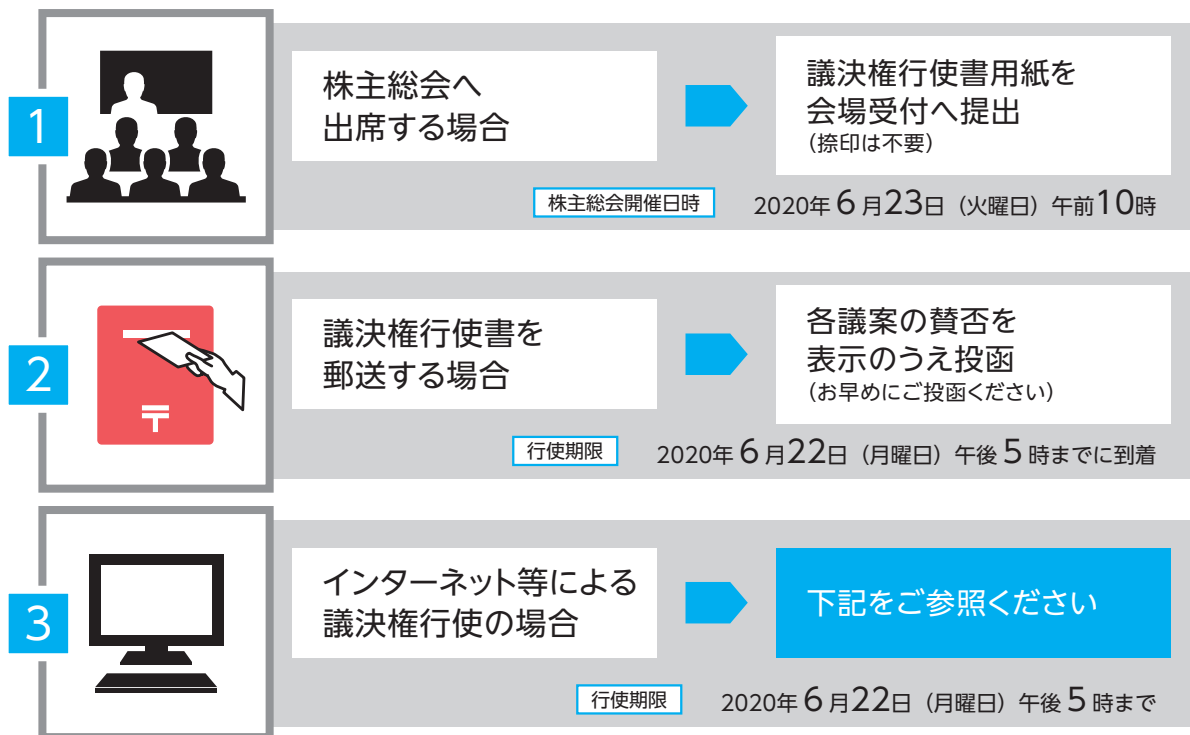
- ・株主総会へのご出席予定の株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、風邪症状がある方等体調不良の方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・議決権の行使は、書面またはインターネットによっても可能です。書面又はインターネットによる議決権行使もご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願い申し上げます。
- ・会場は、接触感染リスク低減のため、座席間の間隔を広げることからご用意できる席数が昨年より減少いたします。入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

＜接触感染リスク低減のための当社の対応（感染防止策）＞

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調に問題ないことを確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内に消毒液を設置させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

下記の3つの方法がございますので、議決権の行使をお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使



※バーコード読取機能付きの携帯電話を利用して右上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月22日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面（議決権行使書）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（株主資本配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金53円 総額 16,100,556,399円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月24日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり103円となり、前期に比べ9円の増配となります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当 重要な兼職の状況
1	再任 て しろ ぎ いさお 手代木 功	代表取締役社長
2	再任 さわ だ たく こ 澤田 拓子	取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長
3	再任 あん どう けい いち 安藤 圭一 社外取締役 独立役員	取締役 株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
4	再任 お ざ き ひろし 尾崎 裕 社外取締役 独立役員	取締役 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役
5	新任 た か つ き ふ み 高槻 史 社外取締役 独立役員	大江橋法律事務所パートナー

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

候補者番号

1

再任

てし ろ ぎ いさお
手代木 功 (1959年12月12日)

所有する
当社株式の数

36,850株



取締役会出席状況

13/13回
(100%)

取締役在任年数

18年
(本総会最終時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長
2002年 6月 当社取締役
2002年10月 当社経営企画部長
2004年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2006年 4月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2007年 4月 当社専務執行役員
2008年 4月 当社代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画達成に向け、グローバル研究開発、欧州・アジアへの海外事業展開を推し進め、世界で戦える創薬力とロイヤリティービジネスモデルの進化により、中長期的な収益基盤を確保いたしました。また、2014年度に策定した中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020)」も、その定量目標を順調に達成したことから、2016年10月にSGS2020のUpdateを行いました。その中では、成長性、効率性及び株主還元の観点から新たな定量目標を設定しておりますが、この目標についても利益面を中心に前倒しで達成しております。「創薬型製薬企業として社会とともに成長する」ための取り組みを強化・推進していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任

さわだ たくこ

澤田 拓子

(1955年3月11日)

所有する
当社株式の数

33,100株

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



取締役会出席状況

13/13回
(100%)

取締役在任年数

5年
(本総会最終時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社
2002年 4月 当社医薬開発部長
2007年 4月 当社執行役員 兼 医薬開発本部長
2010年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬開発本部長
2011年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括
2013年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括
兼 医薬開発本部長
2014年 4月 当社専務執行役員 兼 グローバル医薬開発本部長
2015年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年10月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長
2016年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長
2018年 4月 当社取締役副社長
2020年 4月 当社取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長 (現)

取締役候補者とした理由

澤田拓子氏は、2015年に取締役に就任後も、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020)」を進行させ、2016年10月のSGS2020のUpdate策定においては中心的な役割を果たしております。2018年4月に副社長に就任し、現在、ヘルスケア戦略部門、経営戦略部門及び医薬事業部門等を監督しております。更なる経営の強化と多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任

社外取締役

独立役員

あんど う けい い ち

安藤 圭一 (1951年11月5日)

所有する
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

13/13回
(100%)

社外取締役在任年数

4年
(本総会最終時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2003年 4月 同行執行役員
2006年 4月 同行常務執行役員
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO
2016年 6月 当社社外取締役（現）
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現）

【重要な兼職の状況】 株式会社椿本チエイン社外取締役
株式会社ダイヘン社外取締役

社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確にアドバイスいただいております。

注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4

再任

社外取締役

独立役員

おざき ひろし

尾崎 裕

(1950年3月11日)

所有する
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

10/11回
(90.9%)

社外取締役在任年数

1年
(本総会終了時)

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 5月 大阪瓦斯株式会社入社
2000年 6月 同社理事 原料部長
2002年 6月 同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向
2005年 6月 同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長
2007年 6月 同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長
2008年 4月 同社代表取締役社長
2008年 6月 大阪ガスケミカル株式会社取締役(現)
2009年 6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員
2009年 6月 株式会社オービス総研取締役(現)
2011年 6月 朝日放送株式会社(現 朝日放送グループホールディングス株式会社)
社外取締役(現)
2015年 4月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長(現)
2019年 6月 当社社外取締役(現)

【重要な兼職の状況】 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長
朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を有するとともに、大阪商工会議所の会頭に就かれており、大阪・関西の成長力強化に向け、2017年度から中期計画を策定・推進されております。また、中期計画の中ではライフサイエンス産業の振興に注力されております。これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多くされております。

注

- ・2019年6月18日就任以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・尾崎裕氏が取締役として在任している大阪ガスケミカル株式会社において、2019年11月に公正取引委員会から、浄水処理施設等で使用する活性炭の入札案件において、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。同氏は、この事実について認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令順守の視点に立ち注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止を指示するなどその職責を果たしております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

新任

社外取締役

独立役員

た か つ き ふ み

高槻 史

(1975年6月24日)

所有する
当社株式の数

0株



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 御池総合法律事務所入所
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所
2004年 2月 同事務所 北京代表処
2006年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2009年 8月 大江橋法律事務所パートナー（現）

【重要な兼職の状況】 大江橋法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由

高槻史氏は、会社経営に関与したことはありませんが、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・高槻史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、本議案が承認可決され、高槻史氏が社外取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
- ・高槻史氏がパートナーである大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがあります。その報酬額は弁護士法人大江橋法律事務所の受取報酬の1%未満であり、同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏及び尾崎裕氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、高槻史氏が選任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 加藤育雄氏及び横山進一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

かとう いくお
加藤 育雄 (1954年5月18日)

所有する
当社株式の数

0株



取締役会出席状況

13/13回
(100%)

監査役会出席状況

8/8回
(100%)

監査役在任年数

4年
(本総会終結時)

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1988年10月 当社入社
2007年 4月 当社新薬研究所長
2010年 4月 当社創薬・開発研究所長
2011年 4月 当社創薬・開発研究所長 兼 シオノギテクノアドバンス
リサーチ株式会社代表取締役社長
2013年 4月 当社創薬・開発研究所長 兼 シオノギテクノアドバンス
リサーチ株式会社代表取締役会長
2014年 4月 シオノギテクノアドバンスリサーチ株式会社代表取締役会長
2016年 6月 当社常勤監査役（現）

監査役候補者とした理由

加藤育雄氏は、当社の開発研究所長、子会社の代表取締役社長・会長を歴任し、研究・開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する識見などを有し、監査役として独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行について、適切に提言・助言いただいております。

このことから、監査役の職務遂行に適した人格・識見を有していると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

2

新任

社外監査役

独立役員

おくはら しゅういち

奥原 主一 (1968年4月23日)

所有する
当社株式の数

0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1994年 4月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社
1998年10月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社
2009年 6月 同社取締役投資部長
2010年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 同社代表取締役会長（現）

【重要な兼職の状況】 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長

社外監査役候補者とした理由

奥原主一氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計の高度な専門性を有しております。また、昨今同業または異業種との提携が重要視されている社会環境の中において、日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役としての経験などから変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行っていただけると判断しております。

このことから、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

注

- ・ 奥原主一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- ・ 当社は、本議案が承認可決され、奥原主一氏が社外監査役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、加藤育雄氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、奥原主一氏が選任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以上

【ご参考】 【取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要】

2019年度の実効性について、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケート及びヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素及び多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、更なる多様性及びサクセッションの観点から、外国籍の取締役の選任、次期後継者候補の選任の必要性などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告及び経営幹部の育成状況の監督について、継続して社外役員・社長意見交換会にて報告し、意見交換を行いました。また、「コンプライアンス活動状況について」を年2回報告し、取締役会で意見をいただきました。

今後の課題として、中長期的計画に関する議論、経営幹部の育成状況として選出過程や育成経過の更なる説明・議論、及びESGについての報告内容などの充実が挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

3. 運営について

昨年度の課題であった取締役会での審議の更なる活性化について、製薬企業を理解するための基本的な情報を提供するとともにレクチャーを実施し、取締役会の議題における事前説明を定例で開催いたしました。また、摂津工場の見学を実施いたしました。更に、取締役会規則を改定し、決議案件の進捗報告の実施体制を整えました。

今後の課題として、これまでに実施した事業所以外の現場見学実施の検討及び更なる議論の充実のための取締役会の時間の確保について意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

【ご参考】「独立社外役員の要件及び独立性判断基準」

《要件》

- ① 経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ② 社外役員としての役割をわきまえ、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③ 当社経営陣のみならずステークホルダーの皆さまに真摯に受け止められる人格を有する
- ④ 一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

《独立性判断基準》

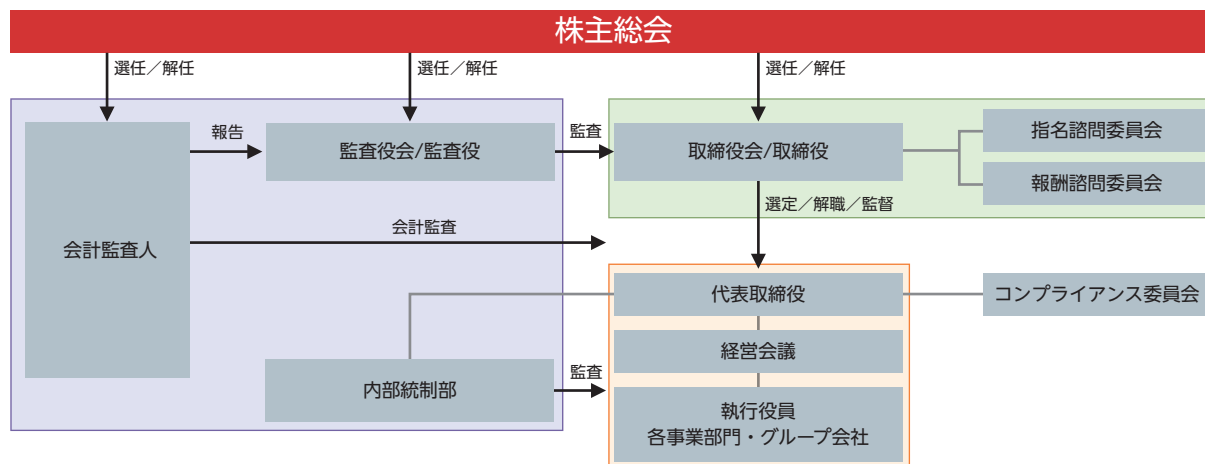
- ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上の株式を保有する者もしくは上位10名）、もしくは当社グループが大株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位10名の会社）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ② 当社グループの主要な取引先（取引における支払額または受取額が相互の連結売上高の1%以上）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③ 当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が、年間1,000万円以上かつ本人が所属する法人・機関等の売上高の1%以上の報酬を受け取っていないこと
- ④ 当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑤ 当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
- ⑥ 当社グループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと

【ご参考】コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と体制

当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製・開発・供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践しております。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督及び業務執行を監査する監査役会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、社外取締役3名を含む6名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあたっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2020年3月31日現在)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

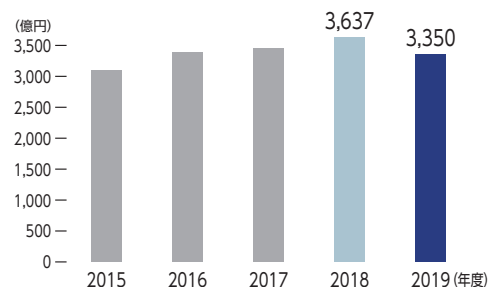
シオノギグループの財務ハイライト

業績

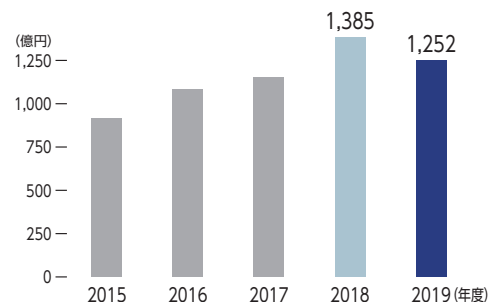
■ 売上高及び各種利益は、対前期を下回り減収減益

- ・ 抗HIV薬のグローバルにおける売上が拡大しロイヤリティー収入が伸長
- ・ 国内戦略品のうち、サインバルタ®、インチュニブ®は売上が伸長したものの、インフルエンザ関連製品は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的な影響や、インフルエンザの流行が近年稀にみる小規模なものであったことから売上が減少
- ・ 上記の影響に加え、ゾフルーザ®は前期に多く処方された青少年・成人の患者さまの割合がシーズンを通じて低かったことや、ゾフルーザ®の投与により変異したウイルスの蔓延を懸念する各種報道等の影響もあり、売上が大きく減少

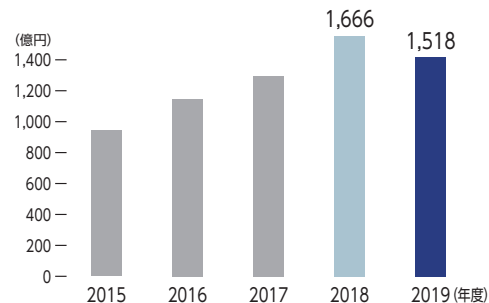
売上高



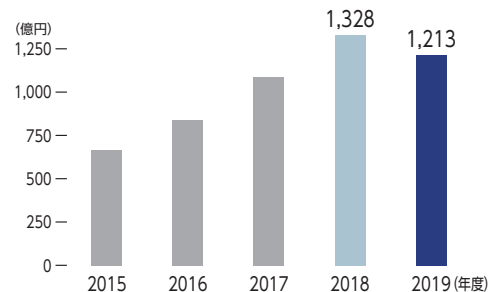
営業利益



経常利益

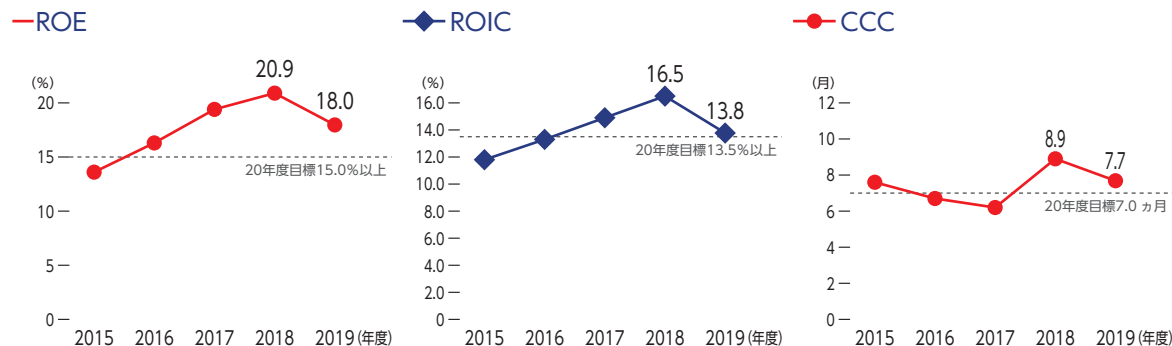


親会社株主に帰属する当期純利益



資本効率 KPI

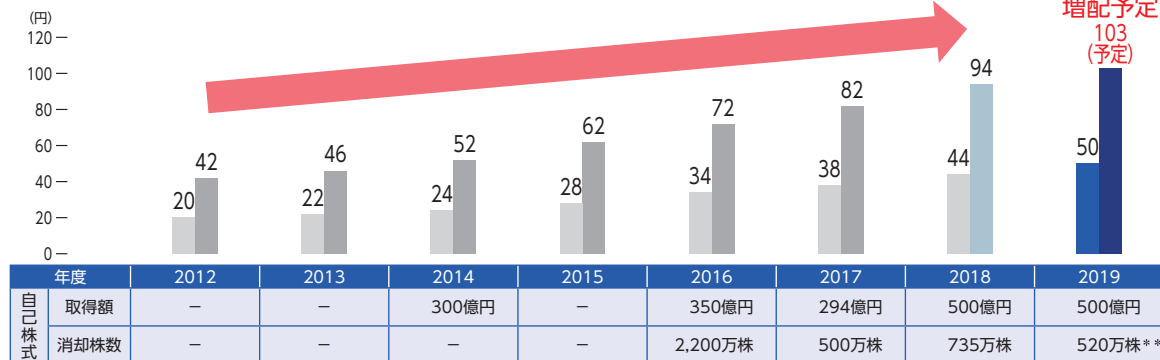
■ ROE、ROIC、CCCの堅調な推移*



株主還元施策

■ 継続的な増配並びに機動的な自己株式の取得・消却

■ 1株当たり配当金



年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
取得額	—	—	300億円	—	350億円	294億円	500億円	500億円
消却株数	—	—	—	—	2,200万株	500万株	735万株	520万株**

*ROE（自己資本利益率）：親会社株主に帰属する当期純利益÷（株主資本＋その他の包括利益累計額）×100（％）

*ROIC（投下資本利益率）：税引き後営業利益÷（有利子負債＋株主資本＋非支配株主持分）×100（％）

*CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）：原材料や商品仕入等へ現金を投入してから最終的に現金化されるまでの月数（資金効率を見るための指標）

**2020年3月30日決議、4月6日消却

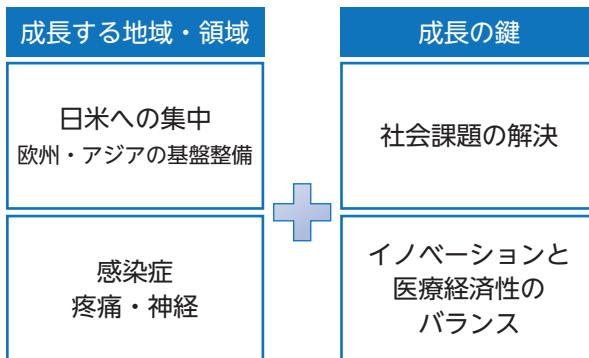
1. シオノギグループの現況に関する事項

当社グループは、2020年に向けた成長戦略となる中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020 (SGS2020)」を2014年4月にスタートさせ、2016年10月には、更なる高みを目指すために、その計画を更新いたしました。

更新したSGS2020においては、「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことをビジョンとして掲げ、「感染症」と「疼痛（痛み）・神経」をコア疾患領域と定め、「世界を感染症の脅威から守る」ならびに「個人が生き生きとした社会創り」という当社グループが注力する社会課題の解決を通じて、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当期は、国内において、注意欠陥／多動性障害（ADHD）治療剤ビバンセ®カプセル20mg・30mgを発売しました。今後、成人患者での追加適応を取得したインチュニブ®とともに、治療選択肢の拡充によりADHDでお困りの患者さまのQOL改善により一層貢献してまいります。また米国においては、「他の治療選択肢が無いもしくは限られた18歳以上の患者における、グラム陰性菌による腎盂炎を含む複雑尿路感染症治療」を適応としてFetroja®（一般名：セフィデロコル）を発売いたしました。

今後も、私たちの基本方針である「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ことのグローバルでの具現化に取り組んでまいります。



(1) 事業の経過及びその成果

2019年度事業の概要

売上高 前期比 7.9%減	営業利益 前期比 9.6%減	経常利益 前期比 8.9%減
3,350億円	1,252億円	1,518億円
親会社株主に帰属する当期純利益 前期比 8.6%減	自己資本利益率 (ROE) 2.9ポイント減	年間1株当たり配当金 前期比 9円増 (予定)
1,213億円	18.0%	103円

売上高は3,350億円（前期比7.9%減）となりました。国内医療用医薬品売上はゾフルーザ®の4億円（同98.4%減）などインフルエンザ関連製品の売上が減少したことにより、1,086億円（同15.6%減）となりました。

営業利益は1,252億円（同9.6%減）となりました。

経常利益は1,518億円（同8.9%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減益により、1,213億円（同8.6%減）となり、減益となりました。

その結果、当社グループが株主の皆さまからお預かりした資金から、どれだけの利益を生み出したかを示す指標となる自己資本利益率（ROE）は18.0%となりました。

2019年度は、自らの力で利益を生み出すために「新製品の売上拡大」を目指して取り組んでまいりましたが、残念ながら未達となりました。2020年度は、この要因をしっかりと分析した上で販売力の強化に取り組み、自らの力で利益を生み出せる企業体質への転換を図ってまいります。

2019年度の主な成果

1. ロイヤリティー及びマイルストーン収入、並びにヴィーブ社からの配当金収入
2. 研究開発
 - 持続的な成長に向けた成長ドライバーの進展
3. 国内/海外 事業
4. ビジネスイノベーション
 - 新たな価値創造と経営基盤強化

① ロイヤリティー及びマイルストーン収入並びにヴィーブ社からの配当金収入

- テビケイ®及びトリメク®、ジャルカ®、ドウベイトのロイヤリティー収入が前期比26億円増
- ヴィーブ社からの安定的な配当金収入の受領
- Xofluza®のグローバル開発進展に伴うロシュ社からのマイルストーン収入の受領

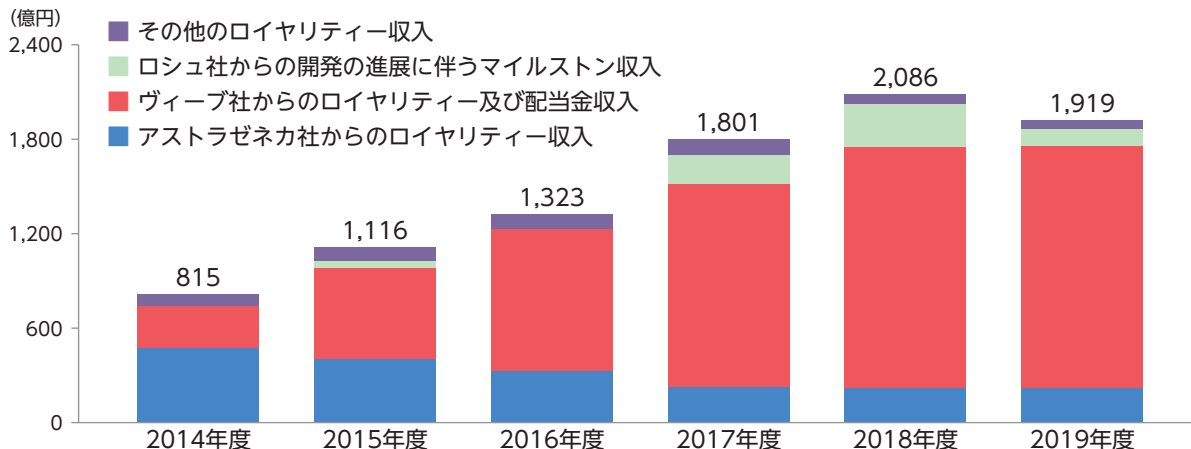
英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）に導出した抗HIV薬テビケイ®及びテビケイ®を含む配合剤トリメク®、ジャルカ®、ドウベイトのグローバルでの売上が伸長しており、同社からのロイヤリティー収入は1,271億円（前期比2.1%増）となりました。また、前期と同様にヴィーブ社の好調なグローバルでのHIVビジネスに基づき、当社グループは安定した配当金を受領しました。

当期も前期に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬Xofluza®の米国における追加適応取得に伴い、スイス ロシュ社からマイルストーン支払いを受領したものの、複数回の開発進展があった前期に比べ164億円の減少となりました。

また、英国アストラゼネカ社からクレストール®のロイヤリティー220億円（同0.3%増）を受領しました。

以上より、ロイヤリティー、マイルストーン及び配当金収入全体として1,919億円（同8.0%減）となりました。

■ ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入



② 研究開発

■ 研究の成果

当社グループは今後も感染症と精神・神経疾患をコア領域としつつ、新たに社会的ニーズの大きな疾患領域にも挑戦するとともに、柔軟かつ大胆に疾患領域の変更を行ってまいります。

8つの注力プロジェクトの設定

当期は、2020年以降の持続的な成長をこれまで以上に意識し創薬研究を進めてまいりました。その中で、現状の疾患治療の捉え方（パラダイム）を変える可能性のある8つの注力プロジェクトを新たに設定いたしました。

・制御性T細胞阻害剤

大阪大学との共同研究から見出した、がんを標的とする抗体です。現在のがん治療では満たされない患者さまのニーズに応えることを目指し、早期臨床入りに向けて非臨床試験を進めております。

・S-540956

核酸アジュバント*候補S-540956のがん領域及びHIV機能的根治等の感染症領域への適応を目指し、非臨床試験を進めております。

・S-874713

ADHDや依存症等の複数の精神神経症状に対する効果が期待できるS-874713を自社で新たに創出いたしました。

ワクチン事業への本格参入

ワクチン製造プラットフォーム技術を保有する株式会社UMNファーマを完全子会社化し、事業の拡大・強化に向けてワクチン事業に本格的に参入しました。現在、感染症領域の取り組みとしてインフルエンザ予防ワクチン及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19**）に対する予防ワクチンの創製に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症への取り組み

上記COVID-19に対する予防ワクチンをはじめ、治療薬の創製や抗体検査キットの提供に向けた取り組みも開始しております（27頁参照）。

ペプチド創薬への取り組み

ペプチド創薬につきましては、比較的大きな分子であるペプチドの細胞内の標的への送達（デリバリー）及び当社の強みを活かしたペプチドの低分子化に関して、有益な知見を蓄積いたしました。

*アジュバント：免疫を活性化させ薬物の効果を補強させる物質

**COVID-19：新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症

注力8プロジェクト

制御性T細胞阻害剤	既存品目とシナジーによりがん治療パラダイムを変える
S-005151 [レダセムチド]	再生医療のパラダイムを変える
S-540956	幅広い疾患で免疫療法の有効性を向上させるプラットフォーム
S-600918	多くの疾患にパラダイムチェンジを起こす
S-637880	神経・精神疾患の新たなキーマカニズムへの作用
S-812217 [zuranolone]	うつ病治療の既存概念を変える有効性
6PN14770	認知機能改善作用により、アルツハイマー治療の新たな選択肢
S-874713	新しいメカニズムにより依存症など幅広い精神疾患を改善

疾患治療の
パラダイムを
変える
8プロジェクト

抗がん剤パイプラインの充実

がんは、日本の死因の第1位、世界では第2位であり、2018年には、世界で960万人の方が亡くなっています。近年、免疫チェックポイント阻害剤（ICI）*の発売により、がん治療は大きく前進しましたが、免疫チェックポイント阻害剤でも効果がない、または効果が弱いがん種があり、いまだに多くの患者さまのニーズが満たされていないのが現状です。

当社グループはこれまで、がんを対象にしたパイプラインとして、オンコセラピー社から導入したがんペプチドワクチンや自社で創製したS-540956（核酸アジュバント）の開発を進めてまいりました。当期はこれらに加え、大阪大学との共同研究から、制御性T細胞阻害剤（抗CCR8抗体）を見出しました。

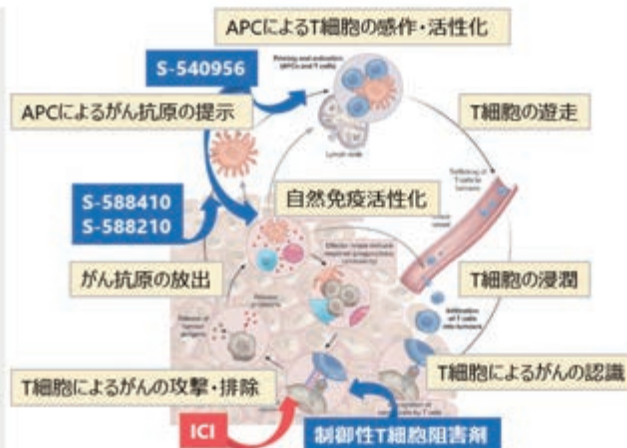
CCR8は腫瘍内の制御性T細胞に選択的に高発現する分子であり、腫瘍免疫に関連することが報告されています。動物のがんモデルを用いた非臨床試験では、免疫チェックポイント阻害剤が効かないがんに対して本抗体が効果を発揮する結果が得られています。

これらの作用機序の異なる多様な抗がん剤パイプラインをそれぞれ単独で、または組み合わせることにより、より多くの患者さまのがんを完治させることを目指し、今後も研究開発を進めてまいります。

*免疫チェックポイント阻害剤：免疫の活性を抑制するシステムに対する阻害剤

作用機序の異なる多様な抗がん剤パイプライン

- **がんペプチドワクチン**
(S-588410、S-588210)
 - ・ がん特異的免疫応答を誘導しがん細胞傷害性を発揮する
- **核酸TLR9アゴニスト**
(S-540956)
 - ・ 強い免疫賦活作用によりがん免疫応答を強化する
- **抗CCR8抗体**
(制御性T細胞阻害剤)
 - ・ がん免疫抑制メカニズムを解除し強い抗腫瘍効果を発揮する



■ 開発の成果

注力8プロジェクトの進捗

米国Sage社から導入したS-812217 (zuranolone) の、国内第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。

S-600918については、難治性の慢性的な咳嗽（せき）を対象としたグローバル第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。さらに、睡眠時無呼吸症候群を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験も開始いたしました。

米国Tetra社から導入したアルツハイマー型認知症治療薬候補BPN14770は、Tetra社が実施する米国第Ⅱ相臨床試験が順調に進捗しました。当期は、Tetra社への新たな契約を締結し、提携をさらに強化しました。

ステムリム社から導入したS-005151（レダセムチド）の表皮水疱症患者に対する国内第Ⅱ相臨床試験において統計学的に有意な改善を確認するとともに、急性期脳梗塞を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験を開始しました。

神経障害性疼痛治療薬候補S-637880については、国内第Ⅰ相臨床試験を実施中です。

その他の開発品の進捗

当期は多剤耐性グラム陰性菌に効果を示すセフィデロコル（米国製品名：Fetroja[®]、欧州製品名：Fetcroja[®]）が、米国において複雑性尿路感染症を適応として承認、上市されました。本薬の院内肺炎への追加適応取得に向け、現在開発を進めています。また、欧州においても医薬品委員会（CHMP）より承認勧告をうけました（2020年4月承認取得）。

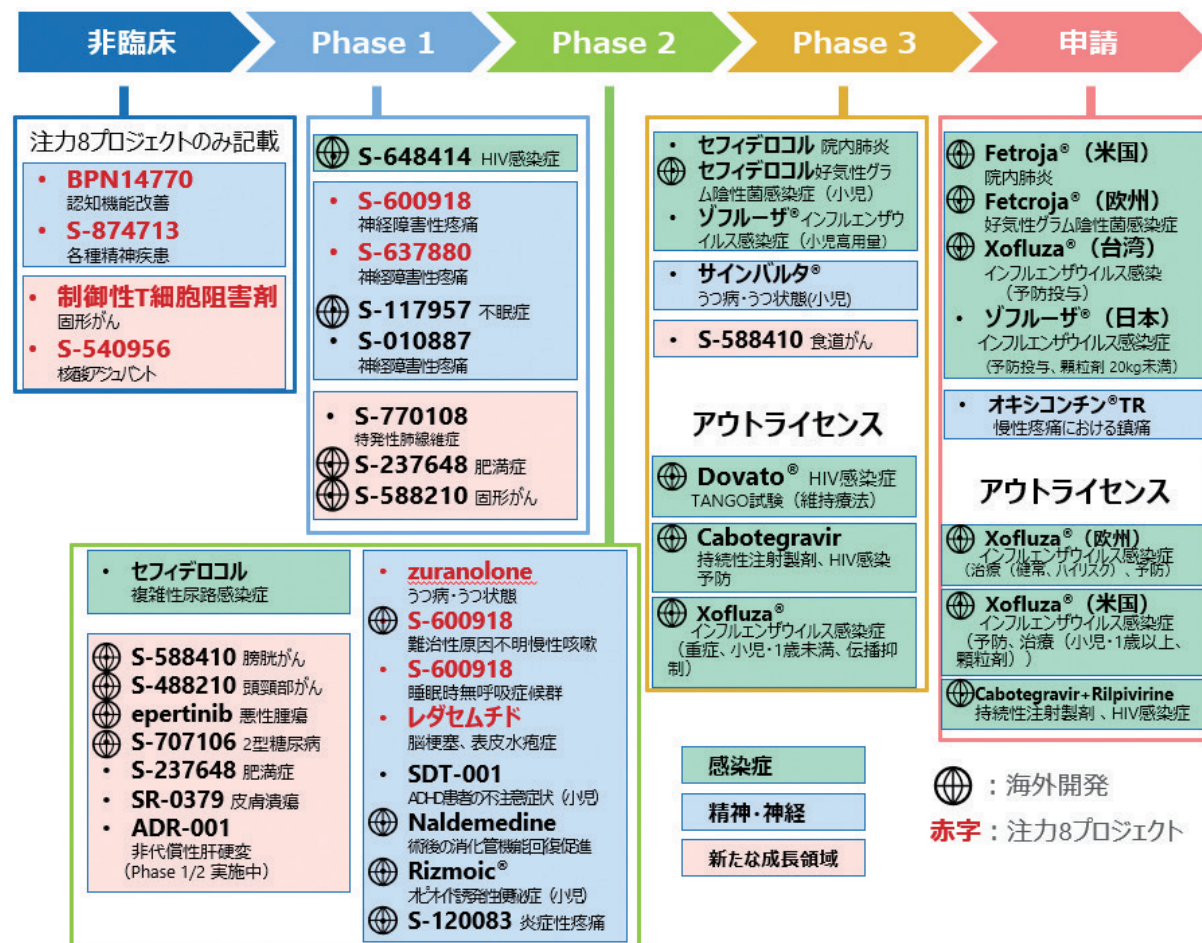
ADHD薬インチュニブ[®]の成人患者を対象とした追加承認を取得するとともに、ADHD薬ビバンセ[®]を小児患者を対象として発売し、患者さまの症状に応じて最適な治療選択肢を提供できるように致しました。さらに、ADHDの治療選択肢の拡大を目的として、米国Akili社から導入したデジタル治療製品（治療用アプリ）候補であるSDT-001の国内第Ⅱ相臨床試験も開始しております。

□注力8プロジェクト

S-812217 (zuranolone) うつ病・うつ状態	日本：PhaseⅡ試験開始 米国：PhaseⅢ試験実施中（Sage社実施）
S-600918 ①難治性慢性咳嗽、②睡眠時無呼吸症候群、 ③神経障害性疼痛	①グローバル：PhaseⅡ試験開始、②日本：PhaseⅡ試験開始、 ③日本：PhaseⅠ試験進捗
BPN14770 アルツハイマー型認知症	日本：PhaseⅠ試験準備 米国：PhaseⅡ試験実施中（Tetra社実施）
S-005151 脳梗塞、表皮水疱症	日本：栄養障害型表皮水疱症：PhaseⅡ試験（医師主導治験）後の追跡調査 試験実施中 急性期脳梗塞：PhaseⅡ試験実施中
S-637880 神経障害性疼痛	日本：PhaseⅠ試験実施中
セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	米国：承認取得（複雑性尿路感染症）、承認申請（院内肺炎） 欧州：CHMP承認勧告（好気性グラム陰性菌感染症）
インチュニブ [®] ADHD	日本：承認取得（成人）
SDT-001 ADHD患者の不注意症状（小児）	日本：PhaseⅡ試験開始

2020年4月1日現在

開発パイプラインの状況（2020年4月1日現在）



第Ⅰ相臨床試験：初めて新薬の候補がヒトに投与される試験です。健康成人（抗がん剤など一部の薬では患者）に対して薬物動態（どのくらいの速さで体内に吸収され、どのくらいの時間でどのように体外に排泄されるか）や安全性を確認します。

第Ⅱ相臨床試験：新薬の候補を比較的少人数の患者に投与して有効性と安全性を確認するとともに、有効な投与方法を見極める試験です。

第Ⅲ相臨床試験：新薬の候補をより多数の患者に投与し、有効性と安全性を検証する試験です。多くの場合、プラセボ（有効成分を含有しない偽薬）や既存薬と比べてどのような利点があるのかを検討します。

【トピックス】事業を通じた持続可能な社会の実現

感染症の脅威からの解放：AMR*を含む重症感染症への貢献

今やAMRは、現実的かつ喫緊のグローバルな脅威となっています。耐性菌による死亡者数はグローバルで年間70万人と報告されていますが、このまま何も対策を講じなければ、2050年にはがんによる死亡者数を上回ることを予測する報告もなされています。また、世界経済にも大きな影響を与えかねない重大な課題であり、社会に対して直接的・間接的に深刻な損失をもたらす可能性を有しています。これらのことから、各国政府や保健行政機関は、AMRをグローバル、地域・国レベルでの優先度の高い社会課題として取り上げており、グローバル規模での対応が急務となっています。

* AMR：Antimicrobial Resistance、薬剤耐性

多剤耐性グラム陰性菌感染症治療薬セフィデロコル

セフィデロコル（米国製品名：Fetroja[®]、欧州製品名：Fetroja[®]）は、当社が創製した多剤耐性グラム陰性菌に効果を示す抗菌薬で、WHOが緊急性が高く重大と位置づけている3種のカルバペネム耐性菌全てに対し有効性を示す唯一の薬剤です。当期は、欧米で開発が順調に進展し、米国においては複雑性尿路感染症を適応として承認・上市されました。欧州においても医薬品委員会（CHMP）より承認勧告をうけました（2020年4月「治療選択肢が限られた18歳以上の患者におけるグラム陰性菌感染症治療」の適応で承認取得）。

AMR Benchmark 2020への選定、評価

当社グループのAMRへの取り組みは外部からも高く評価されており、直近のAntimicrobial Resistance Benchmark 2020の調査において、2018年の選定に続き、他の研究開発型のグローバル製薬企業7社と並んで高く評価されました。特に以下の点が高く評価されています。

- ・ 感染症薬の研究開発分野への年間投資比率（年間投資額／売上高）が対象企業の中で最大
- ・ 薬剤耐性菌に対する複数のパイプラインを保有し研究開発を進めている
- ・ 薬剤耐性の現状を積極的に監視するために国内外で複数のサーベイランスプログラムを実施している
- ・ 営業担当者の評価と抗生物質の販売数量を切り離している



AMR対策の取り組みにより、CDPより「水セキュリティ」でA評価を獲得

当社は、環境情報開示に取り組む国際的な非営利団体CDPにより、「水セキュリティ」分野で最高評価のAと高く評価されました。AMR（薬剤耐性）対策について、排水中に抗菌剤などが流出し汚染することがないように努めるとともに、当社と取引のある世界中のサプライヤーにも範囲を広げ、その取り組みを推進しております。また、同機関の「気候変動」分野においてもA-と高い評価を受けました。



感染症の脅威からの解放：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への取り組み

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への取り組み

・治療薬の創製に向けた取り組み

当社グループは、北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターと以前より共同研究を実施しており、新型コロナウイルス感染症が発生する以前から、コロナウイルスに対する治療薬の基礎的研究を行ってまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生を受け、当社で所有する化合物ライブラリーの中から、新型コロナウイルスに対し試験管レベルで有効性を示す化合物を見出しております。COVID-19がもたらす社会への不安、経済への影響を踏まえ、2020年度内の臨床試験開始に向けて創薬研究を加速するとともに、今後の新たなパンデミックにも備え継続的に取り組んでまいります。



当社グループは、治療薬の研究開発に加え、啓発・予防・診断といった感染症のトータルケアとしての取り組みを進めております。

・COVID-19のワクチン開発に向けた取り組み

当社のグループ会社である株式会社UMNファーマが、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の支援する研究開発課題である「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチン開発に関する研究」に2020年3月より参画し、2020年4月には当社グループ主導の開発に発展させ、2020年内の臨床試験開始に向けて組換えタンパクワクチンの評価や製造に関する検討を進めております。当社グループは、本ワクチンの開発を最優先プロジェクトの1つに位置付け、共同研究先の国立感染症研究所とともに取り組みを加速してまいります。



・COVID-19抗体検査キットの提供に向けた取り組み

COVID-19抗体検査キット製品の導入に向け、マイクロブラッドサイエンス社（MBS社）との業務提携契約を締結いたしました。本キットは簡便で迅速な検査が可能であり、診断精度が高い特徴を有します。現在、国内での実用化に向けて性能試験に参画し、臨床データの収集を進めております。また、本キットの更なるエビデンス構築を目的に、臨床研究を計画しています。本キットの臨床における有用性を確認し、一日も早く医療に貢献することができるよう取り組んでまいります。



当社グループは、感染症薬の適正使用推進のためには、疾患や感染予防などの正しい知識の普及が不可欠と考えております。そのため、従来より医療従事者に対する情報提供に加え、一般の方々向けの啓発活動にも積極的に取り組んでおり、感染症対策に関する情報を提供しております。

<http://www.shionogi.co.jp/wellness/index.html>

これらの取り組みを通じて、COVID-19の早期診断・治療とパンデミックの早期終息による社会の安心・安全の回復にグループ一丸となって貢献してまいります。また、その他の新興感染症及び再興感染症にも鋭意取り組み、「世界を感染症の脅威から守る」ことを目指して努力してまいります。

③ 国内／海外 事業

- 国内医療用医薬品の売上減
- 海外事業における自社販売と提携を組み合わせた効率的な経営の実践
- 米国におけるFetroja®の発売

国内医療用医薬品の売上高につきましては、主にゾフルーザ®をはじめとするインフルエンザ関連製品の売上減の影響により、戦略品*売上は393億円（前期比33.3%減）となりました。

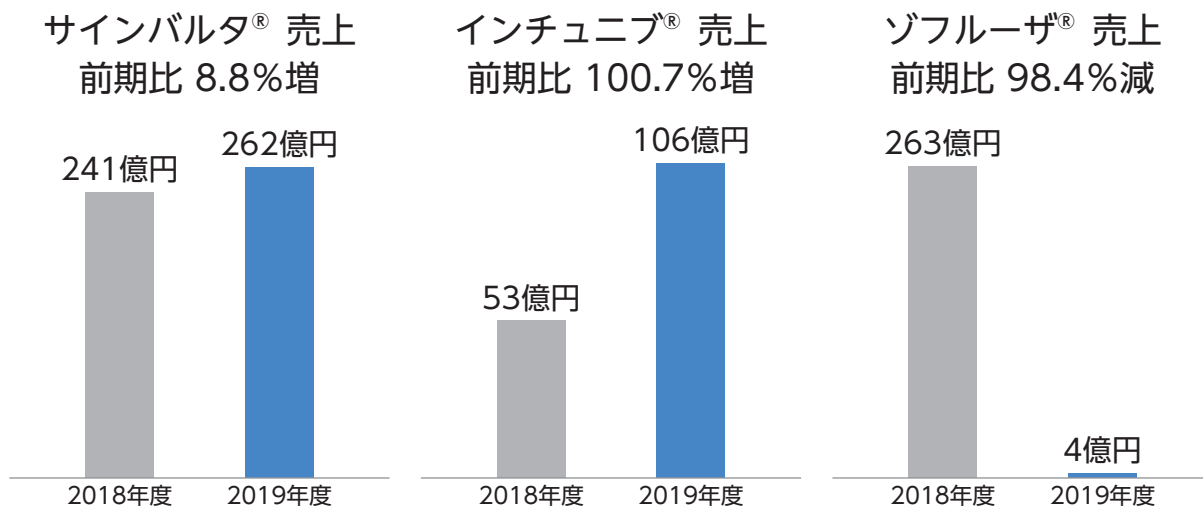
抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ®は、過去10年間でもっとも小規模の流行であったことや、前期多くの患者さまで処方された青少年・成人患者の罹患割合がシーズンを通じて低かったこと、ゾフルーザ®の投与により変異したウイルスの蔓延を懸念する各種報道等の影響により、売上は4億円（同98.4%減）となりました。サインバルタ®の売上は、262億円（同8.8%増）、インチュニブ®の売上は、106億円（同100.7%増）となりました。

また、2019年12月にはADHD治療薬ピバンセ®を発売いたしました。

海外事業につきましては、米国においてFetroja®を発売し、前期発売した慢性肝疾患による血小板減少症治療薬Mulpleta®とともに、病院市場に特化した自社販売体制の強化に取り組みしました。

欧州では、オピオイド誘発性便秘治療薬naldemedine（欧州での製品名：Rizmoic®）に関して、複数の国で提携先と販売契約を締結いたしました。**

台湾では台湾塩野義がゾフルーザ®を発売いたしました。



*戦略品：サインバルタ®、インチュニブ®、ピバンセ®、ゾフルーザ®、ラピアクタ®、ブライトポック®Flu、ブライトポック®Flu・Neo

**ドイツ：イギリス、オランダ：Sandoz AG社、イタリア、ポーランド：L. MOLteni&C. DEI F.LLI ALITTI SOCIETA DI ESERCIZIO S.P.A.社、スペイン：Ferrer社

④ ビジネスイノベーション

■新たなヘルスケアプラットフォームの構築

医薬品産業を取り巻く環境や人々の生活、価値観が激しくかつ多様に変化する中で、当社グループは、従来からあるビジネスの既成概念からの脱却が必要と認識しております。急速に変化する時代において製薬会社が単独で成長し続けることは困難と考えており、自社とは違う強みを持った他社・他産業と連携し、ヘルスケア領域のプラットフォーム*を創り出さなければなりません。

当社グループは創薬型製薬企業としての強みを磨き続け、他社・他産業から選ばれる存在となり、ヘルスケア領域の新たなプラットフォーム構築に向けた協創の核となるべく取り組んでいます。

*商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することでより多くの顧客に価値を提供し、市場での優位性を確立するビジネスモデル

ストリーム・アイ株式会社の設立

当社とエムスリー株式会社は、2019年10月1日に合弁会社ストリーム・アイを設立しました。ストリーム・アイは、両社の強みを持ち寄り、「病気で苦しむ患者さまを一人でも少なくすること」を目的に、デジタル技術を活用した情報提供と既存のMRによるリアルな情報提供とを融合した新しい情報提供モデルの確立を目指しています。まずは、インフルエンザ領域において医薬品の適正使用情報だけではなく、予防・診断を含む総合的なケアの提供に取り組んでいます。



中国平安保険（集団）股份有限公司との資本業務提携に関する基本合意書の締結

当社グループと中国平安保険は、2020年3月30日に長期的な戦略的パートナーシップ構築に向けた資本業務提携に関する基本合意書を締結しました。本提携では、『ヘルスケアの未来を創造する』ことをコンセプトに、創薬型製薬企業として治療の解決策を提供する当社グループの強みと、中国平安保険の持つAIを駆使したヘルスケアプラットフォームを融合することで、ヘルスケアサービスの総合プロバイダーとして、社会に対して新たな価値の提供を目指してまいります。また、本提携を通じて、当社の中国並びにアジアへの事業拡大を推進してまいります。



■ ワクチン事業への参入

当期、一般的なワクチンとは異なる製造プラットフォーム技術BEVS*を保有する株式会社UMNファーマを完全子会社化しました。当社グループは、これまで感染症領域を重点疾患領域の一つとし、主に3大感染症（HIV、結核、マラリア）、インフルエンザ、難治性感染症治療薬をメインに研究開発に取り組んでまいりました。UMNファーマの完全子会社化により、ワクチン事業に本格的に参入し、現在、インフルエンザ予防ワクチン及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する予防ワクチンの創製に取り組んでおります。感染症領域のリーディングカンパニーとして、感染症の診断、治療、根治に加え、今後は予防にも積極的に取り組んでまいります。

UMNのプラットフォーム技術（BEVS）の特徴

安定供給を可能とする4つのS

- ・ **Safer**：病原体ウイルスそのものでなく、遺伝子情報のみで目的タンパク質製造が可能
- ・ **Stable**：製造中に目的タンパク質の配列、抗原性が変化しない
- ・ **Scalable**：複雑な培養条件の設定が不要のため、容易にスケールアップ可能
- ・ **Speedy**：遺伝子情報入手後8週以内に製造可能

*BEVS：昆虫細胞などを用いたタンパク発現技術

■ イノベーションを生み出す人材

シオノギ教育研修センターの竣工

当社グループは、新たな価値を社会に届けるために、会社が必要とする人材像やマネジャー像を描き、経営層が責任をもって従業員の育成に取り組んでいます。2019年12月に、新たな従業員育成の拠点となるシオノギ教育研修センター（愛称：PORT）が竣工しました。PORTは「人が競争力の源泉」という人材育成理念を実現し、自身の可能性を研修を通じて高めることを目指してデザインされた教育研修施設です。PORTは、従業員がシオノギファミリーの一員としてこの場所からスタートし、仕事を通じて組織とともに成長し、キャリア開発の重要な節目に再び訪れることができる施設を目指すこと、そして、船をイメージして設計された研修棟をキャリアサイクルの中で寄港する拠点、HOME PORT（母港）にしたいという思いで名付けられました。



シオノギ教育研修センター

ダイバーシティ&インクルージョンの推進

当社グループは、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を、グループ全体の重要な人事戦略として位置づけております。当期、障がい者インクルージョン推進の国際イニシアティブ「The Valuable 500（ザ・バリュアブル・ファイブハンドレッド）」に賛同し、加盟いたしました。The Valuable 500は、2019年1月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で発足した国際イニシアティブです。障がいの有無によらずすべての従業員がシオノギグループの一員としてその能力を存分に発揮できる職場環境をつくることで、従業員のエンゲージメント（企業理念・目標達成に向けての貢献意欲）を向上させます。それによって、一人ひとりが自らの価値を発揮できる社会創りに貢献してまいります。



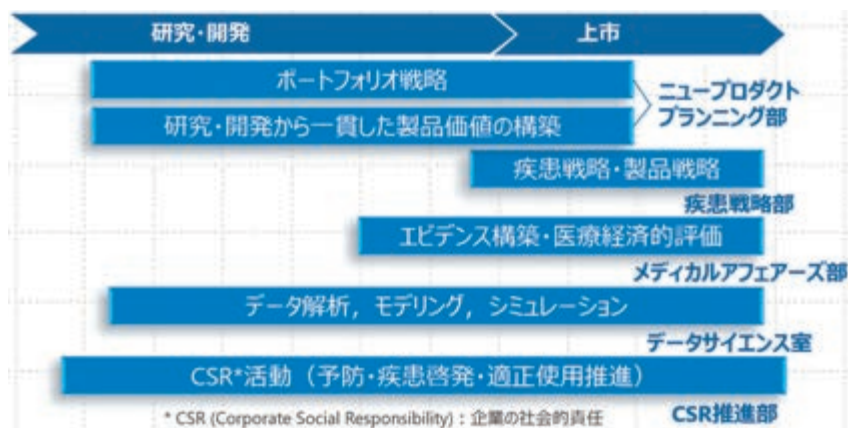
■ヘルスケア戦略本部を設立 2020年4月1日

近年、高精度医療（プレジジョンメディシン）の重要性が謳われるようになり、デジタルツール等の活用による生活・行動面の改善や、個々人の症状に応じて適切な診断のもと、最適な処置をお届けする治療へのニーズが高まっております。そこで、疾患の啓発・予防・診断・治療戦略を立案すると同時に、健康を維持・増進する科学的なエビデンスの構築及び情報の収集・分析・提供を総合的に管轄する「ヘルスケア戦略本部」を新設しました。

この本部では、ポートフォリオ戦略や研究開発から一貫した製品価値の構築を行うニュープロダクトプランニング部や、疾患戦略や製品戦略を企画する疾患戦略部に加え、ガイドライン策定に関わる先生方とのコミュニケーションを行うメディカルアフェアーズ部、コミュニケーション等に用いるデータを解析するデータサイエンス室を傘下に置いています。さらに近年多くの疾患で行動習慣の改善や社会的支援などにより、予防あるいは治療の効果が認められることから、患者さまや一般の方々を対象に啓発活動や訓練を実施するためにCSR推進部を編入しました。

これまで複数の本部に存在していたマーケティング機能をヘルスケア戦略本部に集約させることで、多様なアプローチで疾患全体をケアする戦略を立案しながら、医薬事業本部と連携して医薬品の販売を推進してまいります。

ヘルスケア戦略本部は、新たなマーケティングの仕組みでビジネスイノベーションを創出し、短期、中長期の両視点からヘルスケアビジネスを通じた当社グループの社会価値と企業価値の最大化をはかってまいります。



(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	百万円 90	100.0 %	医薬品製造及び製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	百万円 10	100.0 %	一般用医薬品の製造販売
シ オ ノ ギ I N C .	米ドル 12	100.0 %	医薬品の開発及び製造販売
シ オ ノ ギ B . V .	千英国ポンド 630	100.0 %	医薬品の開発及び製造販売
台湾塩野義製薬股份有限公司	百万台湾元 92	100.0 %	医 薬 品 の 製 造 販 売
C & O ファーマシューティカル テクノロジー ホールディングス L t d .	千香港ドル 165,840	100.0 %	医薬品の開発及び製造販売

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資につきましては、新研修棟・宿泊棟の新築工事や摂津工場の生産設備を中心とした投資を行い、その総額は100億円となっております。

(4) 資金調達の状況

当期におきまして、特記すべき資金調達の事項はございません。

(5) 配当方針

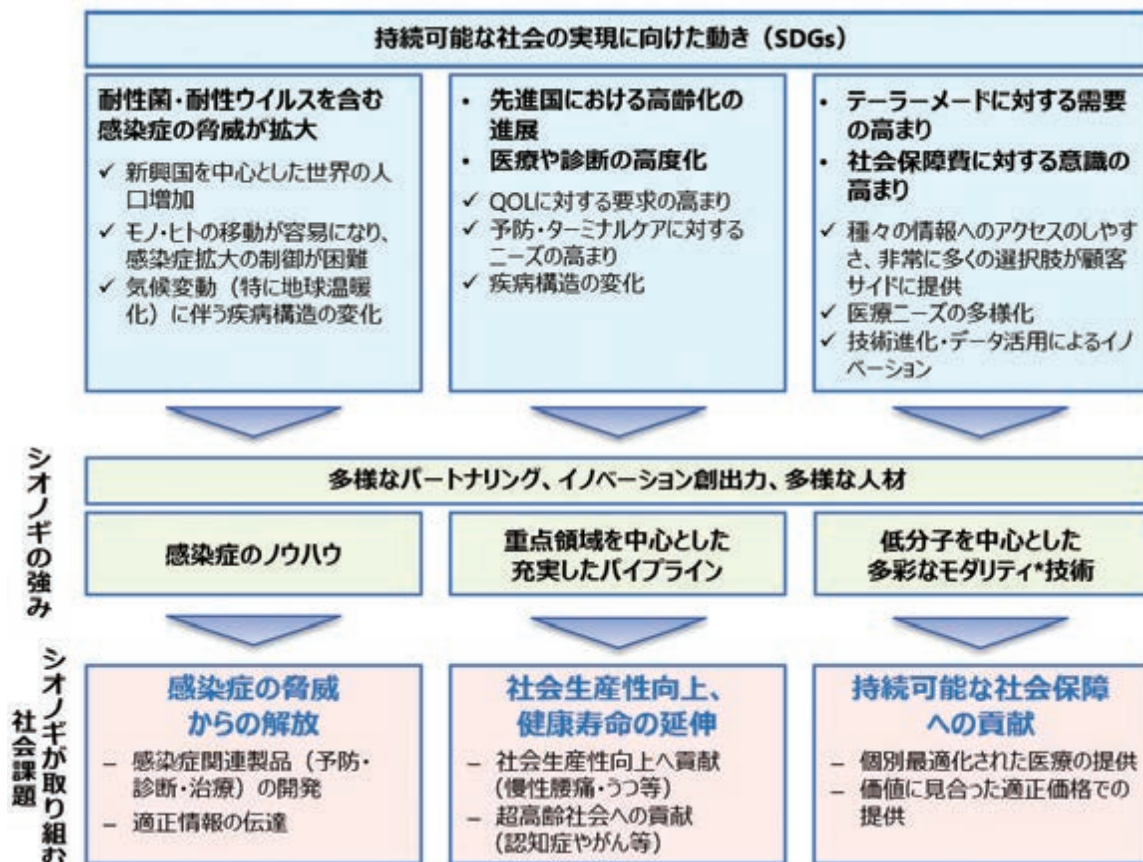
当社は、成長過程に応じて安定的に配当金額を向上させることを基本とし、その指標としてDOE（株主資本配当率）*を採用しております。2016年10月に更新した中期経営計画であるSGS2020において、DOE 4.0%以上を掲げており、株主の皆さまに対する利益還元を行っております。

*DOE（株主資本配当率）：配当金総額÷期首期末平均株主資本（連結ベース）×100（％）（株主資本のうち、当期の配当金に回した割合）

(6) 対処すべき課題

① 中長期的に対処すべき課題と取り組み

ますます激しく変化する医薬品産業を取り巻く環境において、社会とともに当社が成長するために重視して取り組む課題を「感染症の脅威からの解放」と「社会生産性向上、健康寿命の延伸」、「持続可能な社会保障への貢献」の3つに特定しました。これらの社会課題の解決にグループ一丸で取り組んでまいります。



*低分子化合物、ペプチド（中分子）薬、抗体医薬を含む蛋白質医薬、核酸医薬、細胞医薬、再生医療といった治療手段

■ 積み残した課題と強化すべきポイント

当社グループが、中長期かつグローバルで社会課題の解決に貢献を果たしていくためには、当期の成果と事業環境の変化、課題への対応状況を踏まえ、継続的あるいは新たに強化すべき点を明確にし、これに最優先で取り組む必要があります。現在、当社グループは、研究開発、国内・海外事業、ビジネスイノベーションにおいて、以下のような課題を認識しております。

研究開発

次世代の成長ドライバーとなりうる注力8プロジェクトを特定しました。一方、2028年頃に訪れるHIV製品パテントクリフ（ヴィーブ社に導出しているHIV製品の特許切れに伴う収益の大きな減少）を乗り越えるためには、これらを可能な限り早期に上市し、製品価値を最大化させることが課題であると認識しております。

国内・海外事業

国内、海外ともに売上高の成長を課題と認識しております。国内事業におきましては、今期のサインバルタ®の売上目標未達やゾフルーザ®の情報提供活動において、全社マーケティング力の不足が顕在化しました。バリューチェーンが連携して効率的に情報提供を行い、当社製品の持つ本来の価値をより多くの医療機関並びに患者さまにお届けする仕組み作りが必要と考えております。

海外事業におきましては、米国における病院・専門医市場を中心とした販売体制の構築を足掛かりに事業を拡大していくことが重要と考えております。また、中国事業におきましては、医薬品市場の著しい成長を踏まえ、従来の後発品の販売を主体とするビジネスからの変革が必要と考えております。

ビジネスイノベーション

環境変化に対応し持続的に成長するための新たなビジネスモデルの構築や経営基盤の強化、それらの活動を通じた生産性の向上を課題と認識しております。特に生産性を向上するための抜本的な社内改革が必要と考えております。

「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ための2020年度の強化ポイント

研究開発

次世代成長ドライバーの
研究開発加速

国内・海外
事業

多様なビジネスの構築による
売上高の成長

ビジネス
イノベーション

生産性向上並びに
価値創造のための基盤づくり

② 2020年度の対処すべき課題

当社グループは、現在、研究開発、国内・海外事業、ビジネスイノベーションのそれぞれにおいて対処すべき課題を認識しており、これらの課題への対応を踏まえ、中長期にも、2020年度を含む単年度も「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことの具現化に継続して取り組んでまいります。

研究開発におきましては、次世代成長ドライバー候補として、市場性が大きく、より良い治療の選択肢が求められる疾患に対して、治療パラダイムを変える可能性を有する8プロジェクト（22頁参照）を特定し、それらを最速で進展させるとともに、化合物の価値最大化のためのライフサイクルマネジメント*も推進いたします。また、新型コロナウイルス感染症におきましては、予防、診断、治療といった総合的なケアの観点で、研究開発の取り組みを進めてまいります。

国内事業におきましては、医薬事業本部とヘルスケア戦略本部が密に連携することで、「市場の拡大とシェアの獲得」、並びに「製品の価値最大化」を推進し、サインバルタ®、とインチュニブ®を中心とした戦略品の更なる売上拡大に努めます。また、ゾフルーザ®につきましては、継続的に臨床データを収集・解析し、情報提供を行うことで適正使用を一層推進し、必要とする患者さまにお届けできるよう努めてまいります。2020年度はITやデータの活用を推進し、効率的な販売と製品価値の最大化に取り組んでまいります。

海外事業におきましては、中国平安保険との新しい枠組みによる中国事業をスムーズにスタートさせるとともに、欧米については、セフィデロコルを中心とした病院領域における販売体制を強化いたします。

激しく変化し続ける医薬品産業を取り巻く環境において、当社が2020年以降も成長し続けるためには、ビジネスの変革が必要です。2020年度もストリーム・アイや中国平安保険との連携をはじめとしたヘルスケアプラットフォームを構築・稼働させ、新たな価値の創造に取り組んでまいります。

また、より生産性の高い組織に変革するための社内の抜本的な改革も行い、構造やプロセスの刷新、社内風土改革、人材育成などを強化してまいります。

2020年度はSGS2020の最終年度であり、新たな中期経営計画の発表も予定しております。新型コロナウイルスの流行の長期化も見据え、原料等の調達や生産管理を徹底し、医薬品の安定供給に注力するとともに、情報提供活動や研究開発活動の不足・遅延を最小化し、事業を推進できるよう最適な対応策を講じてまいります。引き続き、株主の皆さまに当社グループの成長をとともに実感していただけるよう尽力してまいります。

* 医薬品を長期間有効活用するために改良等を続けること。

具体的には、適応症の拡大や剤形の追加、用法・用量の改善など

【トピックス】シオノギのESGへの取り組みと外部からの企業評価

「国連グローバル・コンパクト」への参加（2019年8月）

当社グループは、国連が提唱する人権・労働・環境及び腐敗防止に関する10原則からなる「国連グローバル・コンパクト」へ署名し、日本におけるローカルネットワークである「グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」に加入しました。「国連グローバル・コンパクト10原則」を支持・実践することで、地球規模でのグローバル市民としての責任を果たし、事業を通じて持続可能な社会の実現に一層貢献できるよう、取り組みを推進してまいります。



「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー®2019」の大賞企業に選定（2020年1月）

当社グループは、一般社団法人日本取締役協会が主催する「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー®2019」において、東証1部上場企業約2,000社の中から2019年度のGrand Prize Company（大賞企業）に選定されました。

＜審査委員 伊藤邦夫氏の講評＞

シオノギは自己規律のあるガバナンスを体现しています。日本企業のガバナンス改革は形式から実質へ、という段階を迎えています。シオノギの取り組みはこの実質の重要性やそれによる効果を体现している実例です。



伊藤邦夫氏 一橋大学CFO教育研究センター長、一橋大学大学院経営管理研究科特任教授



左：一般社団法人日本取締役協会 宮内 義彦会長
右：塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功



3年連続「ディスクロージャー優良企業」医薬品部門の第1位に選定（2019年10月）

日本証券アナリスト協会が主催する「ディスクロージャー優良企業」医薬品部門 第1位に3年連続で選定されました。



左：塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功
右：日本証券アナリスト協会 新芝 宏之会長

4年連続「健康経営優良法人2020」に認定（2020年2月）

「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」（大規模法人部門）に4年連続で認定されました。



「健康経営優良法人」は、経済産業省と日本健康会議が共同で、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を認定するものです。

【トピックス】女子ソフトボール 企業スポーツ：シオノギ女子ソフトボール部

いつもシオノギ女子ソフトボール部を応援していただき、まことにありがとうございます。
昨シーズンの成績は日本女子ソフトボールリーグ1部で10位（7勝15敗）となりました。特に中盤以降は投打がかみ合い粘り強さが目立ち、今シーズンに繋がる試合が数多く見られました。

個人成績では、数原 颯子（すはら あきこ）選手が、本塁打王、打点王、ベストナイン（外野手）そして最高殊勲選手賞（MVP）と、4つのタイトルを受賞しました。数原選手はNECプラットフォームズ戦（2019年9月7日）において、ともにリーグ新記録となる1試合4本塁打と9打点を達成するなど、大活躍のシーズンとなりました。

今シーズンは新型コロナウイルスの影響で前半節が中止となり、2020年9月5日からの後半節のみのスケジュールとなりますが、引き続き、応援をよろしくお願いいたします。



豪快なスイングをする数原選手



2019年度日本女子ソフトボールリーグ個人表彰式（左：数原選手）



2020年チームスローガン「常 翔」

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 316,786,165株（自己株式13,002,082株を含む。）
- ③ 株主数 36,955名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,091千株	12.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,167千株	6.30%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	18,604千株	6.12%
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 （ 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口 ）	9,485千株	3.12%
B N Y M T R E A T Y D T T I 5	8,566千株	2.82%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,409千株	2.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	6,955千株	2.28%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	6,700千株	2.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,208千株	1.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,148千株	1.69%

- （注）1. 当社は自己株式13,002,082株を保有しておりますが、上記大株主（上位10名）の中には含めておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式13,002,082株を控除した303,784,083株に対する割合として算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 会 長	塩 野 元 三	公益財団法人細胞科学研究財団理事長
代 表 取 締 役 社 長	手 代 木 功	
取 締 役 副 社 長	澤 田 拓 子	
取 締 役	茂 木 鉄 平	弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 株式会社ニイタカ社外取締役（監査等委員） 倉敷紡績株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	安 藤 圭 一	株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取 締 役	尾 崎 裕	大阪瓦斯株式会社代表取締役会長 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	岡 本 旦	
常 勤 監 査 役	加 藤 育 雄	
監 査 役	横 山 進 一	
監 査 役	藤 原 崇 起	阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役 山陽電気鉄道株式会社社外取締役
監 査 役	藤 沼 亜 起	学校法人千葉学園監事

- (注) 1. 取締役 茂木鉄平、取締役 安藤圭一及び取締役 尾崎裕は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 横山進一、監査役 藤原崇起及び監査役 藤沼亜起は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 茂木鉄平、取締役 安藤圭一及び取締役 尾崎裕は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 監査役 横山進一、監査役 藤原崇起及び監査役 藤沼亜起は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。
6. 当事業年度中に退任した役員
取締役 野村明雄（2019年6月18日退任）
監査役 福田健次（2019年6月18日退任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬(中期業績連動型・長期型)で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案した上で各取締役の職位や役割に応じて決定し、賞与は短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定されます。株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、中長期的な業績との連動性を一層高め、社外取締役を除く当社取締役に對し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としております。

なお、業績目標は、「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」という経営理念の実現を前提に、中期経営計画における定量目標や当社における事業上の課題等を総合的に判断し、新製品及び中核の事業を主体とした売上高及び営業利益、自己資本利益率(ROE)、比較対象企業群における株主総利回り(TSR:Total Shareholders Return)成長率等の指標により構成しております。

この結果、2013年度に約75%を占めていた基本報酬の割合が2018年度は50%を切るまで低下しております。基本報酬の割合を約40%にすることを目指して報酬制度を整備しておりますが、今年度は、業績指標の未達により前年度比で業績報酬が減少したことから、基本報酬の割合は、5割を超えております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として社外取締役が議長を務め、構成メンバーの過半数を占める報酬諮問委員会を設置しており、これらの役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っております。

区 分	人 員 数	報酬等の額				
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬		合計
				中期業績連動型	長期型	
	名	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (4)	256 (51)	51 (-)	47 (-)	57 (-)	412 (51)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	117 (51)	- (-)	- (-)	- (-)	117 (51)
計	13	374	51	47	57	529

(注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内(2018年6月20日定時株主総会決議)、監査役は年額170百万円以内(2019年6月18日定時株主総会決議)です。

2. 上記には2019年6月18日に退任された社外取締役1名及び社外監査役1名に対する報酬等の額及び人員数が含まれております。

3. 上記の「賞与」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。

4. 上記の「譲渡制限付株式報酬(中期業績連動型・長期型)」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当社における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	茂 木 鉄 平 取締役会出席状況 13/13 回 (100%)	取締役会においては、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行っております。
取 締 役	安 藤 圭 一 取締役会出席状況 13/13 回 (100%)	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
取 締 役	尾 崎 裕 取締役会出席状況 10/11 回 (90.9%)	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
監 査 役	横 山 進 一 取締役会出席状況 13/13 回 (100%) 監査役会出席状況 8/8 回 (100%)	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監 査 役	藤 原 崇 起 取締役会出席状況 12/13 回 (92.3%) 監査役会出席状況 8/8 回 (100%)	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監 査 役	藤 沼 亜 起 取締役会出席状況 11/11 回 (100%) 監査役会出席状況 6/6 回 (100%)	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

(注) 取締役尾崎裕の取締役会出席状況並びに監査役藤沼亜起の取締役会出席状況及び監査役会出席状況につきましては、2019年6月18日就任以降のものであります。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役 茂木鉄平が社員である弁護士法人大江橋法律事務所及びパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。

また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務める株式会社ニイタカ及び倉敷紡績株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社椿本チエイン及び株式会社ダイヘンと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が代表取締役会長を務める大阪瓦斯株式会社及び社外取締役を務める朝日放送グループホールディングス株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤原崇起が代表取締役・取締役会長を務める阪神電気鉄道株式会社、代表取締役を務める阪急阪神ホールディングス株式会社及び社外取締役を務める山陽電気鉄道株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

・当社は、2014年9月12日、大阪国税局長（以下、「原処分庁」という）より、2013年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」等を受領しました。当社はこれらの処分等を不服として、同年11月10日に、原処分庁に対し異議申立てを行ったものの、原処分庁より異議申立てを棄却されたため、さらに2015年3月9日に、大阪国税不服審判所に対し審査請求書を提出いたしました。しかしながら、当社は、2016年3月7日に、同審判所長より、当社の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決書謄本を受領しましたので、同年9月2日、東京地方裁判所に更正処分等の取消請求訴訟を提起いたしました。3年を超える審理の結果、2020年3月11日に、東京地方裁判所は当社の主張をほぼ全面的に認める判決を言い渡しました。被告 国はこの判決を不服として控訴いたしましたので、今後東京高等裁判所において審理が行われる予定です。

・当社は、2017年11月、米国においてドルテグラビル、アバカビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：トリームク®）の後発品申請を行った各社（Lupin Limited、Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Mylan Pharmaceuticals Inc.、Apotex Inc など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。

・当社は、2017年11月から12月にかけて、米国においてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ®）の後発品申請を行った各社（Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Sandoz Inc.、LEK Pharmaceuticals D.D.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。

・当社は、2018年2月7日、米国においてビクテグラビルを含む配合剤（米国名：Biktarvy®）の承認を取得したGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、米国のデラウェア州地区連邦地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2018年2月7日、カナダにおいてビクテグラビルを含む配合剤の承認取得を進めているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、カナダの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年11月20日、日本においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年11月20日、ドイツ、フランス、イギリス、アイルランド、韓国においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、各国の裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年12月6日、オーストラリアにおいてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、オーストラリアの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2019年11月、米国においてドルテグラビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：ドウベイト）の後発品申請を行ったCipla Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。

・当社は、2020年2月、米国においてドルテグラビル及びリルピビリンの配合剤（日本販売名：ジャルカ®）の後発品申請を行ったLupin Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権、およびViiV社が保有するドルテグラビルとリルピビリンの配合剤に関する特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がこれら特許の満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。

[illegible]

監查報告書

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(773,650)	(778,741)	(負債の部)	(90,002)	(106,311)
流動資産	485,932	461,743	流動負債	72,653	89,107
現金及び預金	228,908	193,549	支払手形及び買掛金	10,763	9,442
受取手形及び売掛金	46,191	65,918	1年内償還予定の社債	－	920
有価証券	125,986	133,264	未払法人税等	22,510	35,870
商品及び製品	14,831	18,741	引当金	9,403	10,654
仕掛品	9,935	7,272	賞与引当金	8,418	9,058
原材料及び貯蔵品	14,726	14,097	返品調整引当金	924	1,428
その他	45,423	28,942	その他の引当金	60	166
貸倒引当金	△71	△43	その他	29,976	32,219
固定資産	287,717	316,997	固定負債	17,349	17,203
有形固定資産	74,897	74,653	繰延税金負債	319	124
建物及び構築物	47,779	45,149	退職給付に係る負債	11,904	11,930
機械装置及び運搬具	10,343	11,178	その他	5,124	5,147
土地	8,295	8,437	(純資産の部)	(683,647)	(672,429)
建設仮勘定	2,025	3,908	株主資本	694,489	652,371
その他	6,454	5,979	資本金	21,279	21,279
無形固定資産	54,479	54,769	資本剰余金	21,298	20,512
のれん	24,705	19,258	利益剰余金	729,202	639,461
販売権	23,037	30,319	自己株式	△77,292	△28,882
その他	6,735	5,191	その他の包括利益累計額	△11,372	15,130
投資その他の資産	158,340	187,574	その他有価証券評価差額金	14,022	28,927
投資有価証券	117,676	151,851	繰延ヘッジ損益	4,287	747
退職給付に係る資産	32,142	30,721	為替換算調整勘定	△32,220	△18,370
繰延税金資産	5,258	1,792	退職給付に係る調整累計額	2,537	3,826
その他	3,305	3,250	新株予約権	438	527
貸倒引当金	△42	△42	非支配株主持分	92	4,400
資産合計	773,650	778,741	負債・純資産合計	773,650	778,741

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(前 期 参 考) 金 額
売上高	334,958	363,721
売上原価	56,685	54,880
売上総利益	278,273	308,841
販売費及び一般管理費 (うち研究開発費)	153,041 (47,193)	170,303 (68,325)
営業利益	125,231	138,537
営業外収益	31,018	33,256
受取利息及び配当金	30,418	32,327
雑収入	600	928
営業外費用	4,499	5,218
支払利息	294	581
雑支出	4,204	4,637
経常利益	151,751	166,575
特別利益	9,048	20,854
投資有価証券売却益	5,281	17,946
固定資産売却益	2,435	2,907
段階取得に係る差益	1,331	—
特別損失	2,234	17,086
投資有価証券評価損	1,549	—
支払補償金	684	—
減損損失	—	13,148
特別退職金	—	2,848
災害による損失	—	823
固定資産処分損	—	265
税金等調整前当期純利益	158,564	170,343
法人税、住民税及び事業税	36,583	39,988
法人税等調整額	771	△2,951
当期純利益	121,210	133,306
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する 当期純損失 (△)	△85	547
親会社株主に帰属する当期純利益	121,295	132,759

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(580,804)	(612,336)	(負債の部)	(50,322)	(79,075)
流動資産	282,283	304,275	流動負債	41,943	69,362
現金及び預金	67,442	71,182	買掛金	8,078	6,954
売掛金	38,801	59,000	1年内償還予定の社債	－	920
有価証券	124,039	129,512	未払金	15,045	19,008
商品及び製品	13,818	12,923	未払費用	2,241	3,566
仕掛品	15	6,601	未払法人税等	8,102	28,938
原材料及び貯蔵品	10,505	11,830	預り金	2,469	2,766
前渡金	5,094	3,313	賞与引当金	5,703	6,648
短期貸付金	1,291	2,368	役員賞与引当金	51	153
その他の他	21,275	7,542	返品調整引当金	13	26
固定資産	298,521	308,061	その他の他	239	380
有形固定資産	38,154	68,010	固定負債	8,378	9,712
建物	23,416	37,770	退職給付引当金	7,321	8,374
構築物	1,062	2,240	その他の他	1,056	1,338
機械及び装置	17	10,945	(純資産の部)	(530,482)	(533,261)
車両及び運搬具	0	21	株主資本	511,733	503,058
工具、器具及び備品	3,823	4,119	資本金	21,279	21,279
土地	8,126	8,350	資本剰余金	16,392	16,392
リース資産	577	863	資本準備金	16,392	16,392
建設仮勘定	1,130	3,700	利益剰余金	551,353	494,268
無形固定資産	16,096	22,721	利益準備金	5,388	5,388
ソフトウェア	2,441	2,789	その他利益剰余金	545,965	488,880
販売権	11,228	18,894	固定資産圧縮積立金	3,012	3,820
その他の他	2,426	1,037	別途積立金	368,645	368,645
投資その他の資産	244,269	217,329	繰越利益剰余金	174,307	116,414
投資有価証券	56,257	89,363	自己株式	△77,292	△28,882
関係会社株	159,253	100,613	評価・換算差額等	18,310	29,675
関係会社出資金	490	603	その他有価証券評価差額金	14,022	28,928
長期前払費用	1,050	839	繰延ヘッジ損益	4,287	747
前払年金費用	23,998	21,691	新株予約権	438	527
繰延税金資産	1,969	2,843			
その他の他	1,291	1,416			
貸倒引当金	△42	△42			
資産合計	580,804	612,336	負債・純資産合計	580,804	612,336

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(前 期 参 考) 金 額
売 上 高	293,865	327,991
売 上 原 価	60,976	48,649
売 上 総 利 益	232,888	279,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (う ち 研 究 開 発 費)	116,781 (45,248)	140,975 (67,769)
営 業 利 益	116,107	138,366
営 業 外 収 益	8,642	6,035
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,471	4,148
雑 収 入	2,171	1,887
営 業 外 費 用	3,484	4,565
支 払 利 息	11	167
雑 支 出	3,473	4,398
経 常 利 益	121,265	139,836
特 別 利 益	7,717	19,466
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,281	17,946
固 定 資 産 売 却 益	2,435	501
関 係 会 社 株 式 売 却 益	—	1,018
特 別 損 失	7,942	23,210
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,707	18,878
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,549	—
支 払 補 償 金	684	—
特 別 退 職 金	—	2,504
災 害 に よ る 損 失	—	816
減 損 損 失	—	746
固 定 資 産 処 分 損	—	265
税 引 前 当 期 純 利 益	121,040	136,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,571	39,065
法 人 税 等 調 整 額	4,828	△3,009
当 期 純 利 益	88,640	100,037

招 集 (通 知)

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

独立監査人の監査報告書

2020年5月10日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月10日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月10日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦 (印)

常勤監査役 加藤育雄 (印)

社外監査役 横山進一 (印)

社外監査役 藤原崇起 (印)

社外監査役 藤沼亜起 (印)

以 上

会場ご案内図

株主総会 会場

ハービスHALL

大阪市北区梅田 2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階

<https://www.herbis-hall.com/>



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

